

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成30年5月16日付けで行った、法24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分は、違法性又は不当性がある旨を主張している。

- (1) 処分庁は、請求人が本件申請と同一の申請を前回申請において行い、すでに前回処分を行っている旨を主張する。しかし、前回申請と本件申請とは拠って立つ診断書が異なり、両処分は別の処分である。
- (2) 処分庁は、本件処分の根拠として、請求人の眼球に問題がないから眼鏡の使用が可能であると判断したとする。しかし、眼球に問題

がないというのであれば、コンタクトレンズの使用も可となるはずである。

- (3) 処分庁は、本件処分の根拠として、精神科嘱託医の判断を挙げる。しかし、精神科嘱託医の診察は、平成29年3月17日の1回に限られており、かつ、当該診察に基づき作成された本件検診書は本件診断書よりも診断時期が古い。日常診察を行う精神科主治医が直近に作成した本件診断書の方が信用性は高いというべきである。
- (4) 処分庁は、本件診断書は前回診断書の文言の一部を変えたに過ぎないと主張する。しかし、本件診断書は、請求人が、眼鏡使用時に眼鏡がずれることが気になったり、眼鏡の位置を戻すことにより指や耳が痛くなったりするのではなく、眼鏡がずれていないにもかかわらず、眼鏡がずれているとの強迫観念により眼鏡を何回もかけ直すことがある強迫性障害の症状があるため、眼鏡ではなく、コンタクトレンズを使用せざるを得ないことを示しており、請求人がコンタクトレンズを使用することに関する医学的根拠があることは明らかである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年11月15日	諮問
平成31年1月22日	審議（第29回第4部会）
平成31年2月19日	審議（第30回第4部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性等

法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。と定める。

(2) 保護の申請（医療扶助）

ア 法24条1項は、保護の開始を申請する者は、同項各号に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとし、同条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとする。そして、同条9項は、同条1項及び3項の規定を保護の変更の申請について準用する。

イ 給付要否意見書発行

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「運営要領」という。）第3・6は、治療材料の給付につき申請があった場合には、必要事項を記載した給付要否意見書（治療材料）を要保護者に交付し、すみやかに指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所長に提出するよう指導することとする。

ウ 検診命令

法 28 条 1 項は、保護の実施機関は、保護の決定等のため必要があると認めるときは、当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができるものとしている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知）第 11・4・(1)は、次のような場合には、要保護者の健康状態等を確認するために検診を受けるべき旨を命ずることとし、同ウにおいて、「医療扶助の決定をしようとする場合に、要保護者の病状に疑いがあるとき」を挙げる。

(3) 医療扶助の適用

ア 法 15 条柱書は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と定め、同条 2 号は、医療扶助の範囲として「薬剤又は治療材料」を挙げている。

イ 治療材料としての眼鏡の給付

運営要領第 3・6・(3)・ア・(ア)は、次に掲げる材料の範囲においては、必要最小限度の機能を有するものを原則として現物給付によって行うものとするとし、「眼鏡」を掲げる。また、同(イ)・b は、「眼鏡」は治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限ることとする。

ウ 治療材料としてのコンタクトレンズの給付

「医療扶助事務の手引」（平成 29 年 6 月改定版、東京都福祉保健局生活福祉部保護課作成。以下「手引」という。）問 30 は、運営要領の「眼鏡」は、矯正眼鏡、遮光眼鏡、コンタクトレンズ及び弱視眼鏡であることを示し、問 37 は、コンタクトレンズを支給する際の留意点として、被保護者が任意に眼鏡かコンタクトレンズか

を選定するのではなく、コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠がある場合のみ、コンタクトレンズの給付が可能となるとする。

2 本件処分について

(1) 判断基準

法4条1項及び法8条1項の規定する保護の補足性等からすれば、視力矯正のための治療材料に関して複数の選択肢がある場合、より安価な治療材料によって、視力矯正されることが、その趣旨に適うものである。そのため、手引においても、この法の趣旨を踏まえ、より安価な視力矯正手段たる眼鏡を給付することを原則とし、「コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠」があるような例外的な場合に限って、コンタクトレンズの給付が可能とされている。

したがって、診断書、検診書等に現れた諸事情からして「コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠」がある状況が明らかだったにもかかわらず、コンタクトレンズの給付を求めてなされた保護申請を却下したような場合でなければ、保護の実施機関の判断に不合理があるということはできず、当該処分を取り消すほどの違法又は不当があるとはいえないと解すべきである。

(2) 本件についての検討

上記(1)に示したとおり、視力矯正の治療材料として、眼鏡とコンタクトレンズを比較した場合、眼鏡の方がより安価な治療材料であり、手引においても、被保護者は自らの意向により眼鏡とコンタクトレンズの一方を選択することは認められていない（1・(3)・ウを参照）。また、そもそもコンタクトレンズを含む眼鏡を給付する要件として、治療等の一環としてこれを必要とする真にやむを得ない事由が認められる場合に限られている（1・(3)・イ）ところ、コンタクトレンズを給付する要件には、他の眼鏡（矯正眼鏡、遮光眼鏡及び弱視眼鏡）

と異なる要件が付加されている（１・③・ウ）。これらの手引の定めからすれば、コンタクトレンズの給付が認められる場合は、眼鏡が給付される場合よりもさらに限定されると解されるのであり、そうすると、「コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠がある場合」とは、治療材料として眼鏡を使用したとしても治療の目的は達成できず、コンタクトレンズを使用して初めて治療の目的が達成できるとする医学的根拠がある場合に限られるものと解すべきである。

本件において、給付要否意見書によれば、請求人については、近視性乱視の矯正を目的として治療材料を給付する必要性を認めるというのであって、また、治療材料として「眼鏡」のみを選択しているものである。このことは、請求人に対して治療材料として眼鏡を給付する目的が、あくまで近視性乱視の矯正にあり、それ以外のものではないこと、また、治療材料として「眼鏡」のみが選択されているということは、請求人の近視性乱視の矯正の治療材料として、眼鏡を使用したとしても治療の目的は達成できず、コンタクトレンズを使用して初めて治療の目的が達成できるとする医学的根拠を見出すことはできなかったことを示したものと解される。

その一方、本件診断書によれば、日常生活、就労に支障があるレベルの近視であるが、眼鏡がずれているという強迫観念が強く、それがコンタクトレンズ使用により改善し、またコンタクトレンズ使用ができなくなることへの不安感が非常に強いため、コンタクトレンズ使用は必須のものと思われる旨診断しており、コンタクトレンズを使用することによって請求人の強迫性障害の症状が軽快するに至ることを示し、請求人にとってのコンタクトレンズ使用に関する有意性を明らかにしようとしたものと解されるが、上記のとおり、請求人に対する医療扶助として治療材料（眼鏡又はコンタクトレンズ）を給付する目的は、あくまで近視性乱視の矯正治療にあるところ、本件診断書の診

断内容の記載をみても、請求人において、眼鏡を使用することによって近視性乱視の矯正目的を達することはできず、コンタクトレンズの使用によって初めて当該治療目的を達することができるとする医学的根拠が示されていると評価することはできない。したがって、本件診断書の記載内容をもって、医療扶助における治療材料としてコンタクトレンズの給付が認められる「コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠」に当たると認めることはできない。

そうすると、処分庁が、請求人に対して、近視性乱視の矯正を行うため医療扶助としての治療材料を決定するに当たり、コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠が見い出せないとして、「コンタクトレンズを使用せざるを得ない医学的根拠がある場合」に該当しないと判断したことには相当の理由があるといえる。

- (3) 以上から、処分庁が本件申請を却下したことは法令等に則ったものであって、その他処分庁の判断に不合理な点を認めることはできないから、本件処分に違法性又は不当性があるとは認められない。

3 請求人の主張について

請求人は、上記第3のとおり、本件処分には取り消すべき瑕疵があると主張する。しかしながら、本件処分に違法・不当な点を認めることができないことは、上記2に示したとおりである。

ところで、請求人は、要するに、実際に眼鏡がずれているか否かにかかわらず、眼鏡がずれているという強迫観念により眼鏡を何回もかけ直すという強迫性障害の症状があり、コンタクトレンズ使用により当該症状の改善が認められることから、コンタクトレンズを使用することには医学上の根拠があり、本件診断書はそのことを明らかにしていると主張しているところ、本件診断書の診断内容では、請求人の近視性乱視の矯正治療において、コンタクトレンズを使用することによって初めて当該治療目的が達せられるとする医学上の根拠があると評価することはで

きないことは、上記 2・(2)に示したとおりであって、請求人の主張を採用することはできない。

なお、請求人は、上記以外にもさまざまな主張をしているが、そのいずれも本件処分の違法・不当性に関する請求人の独自の見解を示したものであって、本件処分の取消理由として取り上げることはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美